

○ 財務省告示第百八十九回
平成二十八年五月二十三日
行条件等を次条第十五條第十一項の規則
政府資金調達事務取扱規則
六月九日より告示する。
国庫短期財務証券大臣（第六百九回）
麻生太郎

二 一 発二令
の法律発号名称及び記
條項及の根拠そ拠

四 三 二 一 発二令
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ下競争は受けるも日本銀行の
も加、と行「価に付けるも日本銀行の」とい
の者財同「といふ（以下札わする。）の規
にご務時「といふ（以下札わする。）の規
よと大に「といふ（以下札わする。）の規
るに臣行「争て行」とし。」の規
發応がわ「入行」とし。」の規
行募各れ及「価とる。そ規
へ限國るび「価とる。そ規
以度債入価格競い入の定

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最 扱		發		
低 行 争 非 者 特 国 入 價 額 入 價 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の	
千 万 円	万 三 四 三 五 千 十 兆 千 九 九 九 五 百 万 千 百 五 七 五 円 十 千 百 七 円 六 億 十 八 四 百 億 千 八 億 五 百 千 百 六 千 六 十 四 百	額 億 額 面 三 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 三 三 千 兆 九 九 百 千 五 五 百 百 四 四 億 円	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九			
払 者	入 場	元 金	償 額	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振 替 単 位	
込 期	札 参	所 支	還 金	還 期	入 札	債 格	札 市	格 行		
日 期	加 参	加 支	額 金	限 期	・ 第	債 市	發 競	價 行		
日 期	加 加	払 加	額 額	發 競	I	加 場	場 行	格 争		
平 成 二 十 八 年 五 月 二 十 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 行 百 円 業 業 日 に	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 行 百 円 業 業 日 に	償 還 金 償 額 と 、 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 行 百 円 業 業 日 に	當 た し 二 、 十 八 年 八 月 月 二 十 二 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 行 百 円 業 業 日 に	上 面 金 額 と 、 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 行 百 円 業 業 日 に	額 額 金 額 と 、 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 行 百 円 業 業 日 に	厘 面 金 額 と 、 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 行 百 円 業 業 日 に	額 額 金 額 と 、 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 行 百 円 業 業 日 に

の
規
定
に
金
額
は
よ
る
最
振
替
も
額
口
の
面
座
と
金
簿